

官報

平成二十五年十二月七日

○第百八十五回 参議院會議録第十四号

平成二十五年十二月七日(土曜日)

午前零時十一分開議

○議事日程 第十四号

平成二十五年十二月七日

午前零時十分開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)(前会の続)

第二 国家戦略特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 アルコール健康障害対策基本法案(衆議院提出)

第四 中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願(十三件)

第五 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願

第六 原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願(二十二件)

第七 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(四件)

第八 法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(十五件)

平成二十五年十二月七日 参議院會議録第十四号

第九 裁判所の人的・物的充実に関する請願(七件)
第一〇 北方領土返還促進に関する請願

○本日の會議に付した案件

一、日程第一より第三まで

一、中国による防空識別圈設定に抗議し撤回を求める決議案(山谷えり子君外五名発議)(委員会審査省略要求)
一、日程第四より第一〇まで
一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
一、事務総長辞任の件
一、事務総長の選挙

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)を前会に引き続き議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員
長北川イツセイ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北川イツセイ君登壇、拍手〕

○北川イツセイ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審判制度の実績及び同制度の廃止を決定するに至った経緯、第一審を行う地方裁判所を増やす必要性、行政調査段階における手続保障の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十八
賛成 百六十二

反対 十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 国家戦略特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)
日程第三 アルコール健康障害対策基本法案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長山東昭子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山東昭子君登壇、拍手〕

○山東昭子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、国家戦略特別区域法案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(前会の続)

国家戦略特別区域法案外一件

個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に
対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見
に関する規定の追加、国家戦略特区支援利子補給
金に関する検討条項の追加等を内容とする修正が
行われております。

委員会におきましては、世界で一番ビジネスが
しやすい環境のイメージ、国家戦略特区制度と地
方分権との整合性、国家戦略特区制度により地域
間格差が拡大する懸念等について質疑が行われま
したが、その詳細は会議録によつて御承知願いま
す。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本
共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられ
ました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、アルコール健康障害対策基本法案は、ア
ルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、
及び国、地方公共団体等の責務を明らかにすると
ともに、アルコール健康障害対策の基本となる事
項を定めること等により、アルコール健康障害対
策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健
康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわ
せて、アルコール健康障害を有する者等に対する
支援の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長代理
関芳弘さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結
果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいま委員長報告があり
ました議案のうち、国家戦略特別区域法案に対

し、討論の通告がございます。発言を許します。
山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、国
家戦略特区法案に反対の討論を行います。

法案の内容に入る前に、法案審議の民主的ルー
ルを真つ向から否定した与党による本院と内閣委
員会の運営について一言申し上げたい。

国家戦略特区法案は、安倍内閣の重要法案とさ
れているにもかかわらず、公正で円満な運営を進
めようとしていた前内閣委員長を数を頼んで解任
した上に、委員長職権で委員会を開催し、参考人
質疑も行わず、委員の十分な審議も保障しないま
ま、委員会に続いて本会議で採決を強行しようとし
ていることに對し、まず強く抗議をいたしま
す。

内閣委員会における本法案の審議時間は、衆議
院の三分の一にも満たない僅か七時間でした。あ
りません。そのような状態で会期末を迎えた以上、
会期制の原則にのっとるなら、本法案は、本来、
審議未了、廃案とすべきものであります。

以下、国家戦略特区法案に反対する理由を具体
的に述べます。

第一の理由は、本法案が、弱肉強食の市場原理
主義に基づく規制緩和を、特区地域の指定も含め、
国家の意思として上から一方的に押し付け、
やがて全国に拡大するものであり、そのために総
理大臣の下に新たな規制緩和メニューを次々と加
えることができるシステムを創設するものだから
であります。

初めに規制緩和ありきで、規制緩和によつて安
心、安全が脅かされる側の声は事前に聞かれるこ
となく、規制緩和後の悪影響も検証される仕組み

がない本法案は、国民の中に一層の貧困と格差を
もたらすものとならざるを得ません。

反対理由の第二は、特区地域の指定、特区計画
の認定、雇用ガイドラインの検討などを担うこと
となる要の組織、国家戦略特区諮問会議に、総
理、官房長官などとともに、解雇特区や雇用の規
制緩和を強力に主張している竹中平蔵氏、今や派
遣会社社長でもある同氏を始め、財界人が民間議
員として起用されようとしているからであります。

私の本会議質問でも、菅官房長官は竹中氏の起
用について否定せず、仮に議員が直接の利害関係
を有すると考えられる議題が上がる場合には、当
該議員が審議に参加しないようにできる仕組みと
したいと、根拠も担保もなく答弁されましたが、
法人税の優遇や労働法制の規制緩和などが議題と
なるたびに外すことなどできるはずがありません。

人間社会は、使用者と労働者が対等の立場にな
い雇用関係において、労働者保護のための労働法
の必要性を自覚し、長年の努力によつて契約自由
の社会を修正してきました。それが近代社会の到
達点であります。事もあろうに、労働者の搾取が
自由になかり通つていた時代に逆戻りすることを
望むかのような、むき出しの規制緩和論者を諮問
会議のメンバーに据えるなど到底許されるもので
はありません。

反対理由の第三は、今や若者の、そして女性の
二人に一人が正社員になれず、不安定雇用と低賃
金に苦しんでいる中、求められているのは、安心
して働ける雇用のルールの確立、正社員化と均等
待遇、中小企業への支援と併せての最低賃金の大幅
引上げなどであるにもかかわらず、この法案は
それと逆行する労働規制の緩和の道筋を付け、一

層非正規化を進め、格差社会を広げるものだから
であります。

この間、国家戦略特区ワーキンググループで
は、労使の契約でいつでも解雇できるようにする
こと、労働時間の上限規制の緩和をすることな
ど、解雇特区、過労死特区ともいふべきものが検
討されてきました。こうした企ては国民の批判を
前にトーンダウンしたものの、新たに有期労働の
無期転換申込みを現行五年から十年に延長するこ
とが狙われており、何年働いても非正規雇用、正
社員への道がますます遠くされようとしているこ
とは重大です。

これだけにとどまらず、法案では、医療、農
業、教育など、様々な分野で、国民の命と安全、
暮らしや営業にかかわる規制緩和が首相のトップ
ダウンで次々と持ち込まれようとしております。
日米の財界の要求を優先し、国民の命や暮らし、
雇用や中小企業を守るルールを壊すことなどあつ
てはなりません。

以上、本法案に反対する理由を述べました。
最後に、この法案にかかわらず、国会の中の多
数で悪法を強行することはできても、国民の中に
息づく民主主義の力まで押しとどめることはでき
ません。国民は必ず政治の横暴を自ら乗り越え、
新しい時代を切り開くことになることは間違いな
い。その確信を述べて、討論を終わります。
(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。

まず、国家戦略特別区域法案の採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、アルコール健康障害対策基本法案の採決をいたします。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、お諮りいたします。

山谷えり子君外五名発議に係る中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。山谷えり子君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔山谷えり子君登壇、拍手〕

○山谷えり子君 ただいま議題となりました自由民主党、公明党、みんなの党、日本維新の会、新党改革・無所属の会、生活の党の各会派共同提案に係る中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案につきまして、発議者を代表し、提案文を朗読いたします。

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案

去る十一月二十三日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにも関わらず、国際社

会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、嚴重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、本決議案の趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。外務大臣岸田文雄君。

〔国務大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸田文雄君) 政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体しまして、中国による力を背景とした現状変更の試みには、同盟国である米国を始めとする国際社会と緊密に連携しつつ、我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意で、毅然かつ冷静に対処してまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 厚生労働委員長外四委員長から報告書が提出されました日程第四ないし第一〇の請願を一括して議題といたします。

中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願 (十三件)
難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願

原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願(三十二件)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(四件)

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(十五件)

裁判所の人的・物的充実に係る請願(七件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会
一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産に関する調査

経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、平成二十三年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書(第百八十一回国会提出)

一、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百八十一回国会提出)

一、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百八十一回国会提出)

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関する調査

一、消費者問題に関する調査

東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

原子力問題特別委員会
一、原子力問題に関する調査

一、原子力問題に関する調査

一、国の統治機構に関する調査

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

○議長(山崎正昭君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、お諮りいたします。

橋本雅史君から事務総長を辞任したいとの申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

〔橋本雅史君事務総長席を退く〕

○議長(山崎正昭君) この際、事務総長の選挙を行います。

つきましては、事務総長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、事務総長に中村剛君を指名いたします。

〔中村剛君事務総長席に着く〕

〔拍手〕

○議長(山崎正昭君) これにて散会いたします。

午前零時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
山本 博司君 横山 信一君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
堀井 巖君 田村 智子君
紙 智子君 石川 博崇君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 高階恵美子君
仁比 聡平君 大門実紀史君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 中西 祐介君
熊谷 大君 大家 敏志君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
谷合 正明君 磯崎 陽輔君
愛知 治郎君 岡田 広君
市田 忠義君 山下 芳生君
荒木 清寛君 山口那津男君
魚住裕一郎君 西田 実仁君
長沢 広明君 林 芳正君
山本 一太君 森 まさこ君
藤川 政人君 中原 八一君
磯崎 仁彦君 赤石 清美君
上野 通子君 舞立 昇治君
三木 亨君 三宅 伸吾君
宮本 周司君 森屋 宏君

山下 雄平君 馬場 成志君
羽生田 俊君 二之湯武史君
長峯 誠君 中泉 松司君
長谷川 岳君 三原しゅん子君
渡辺 猛之君 江島 潔君
井原 巧君 石井 正弘君
石田 昌宏君 石井 準一君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
石井 浩郎君 青木 一彦君
丸川 珠代君 山田 俊男君
丸山 和也君 水落 敏栄君
関口 昌一君 野上浩太郎君
藤井 基之君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 末松 信介君
岩城 光英君 衛藤 晟一君
世耕 弘成君 松山 政司君
金子原二郎君 鶴保 庸介君
橋本 聖子君 岸 宏一君
山本 順三君 吉田 博美君
脇 雅史君 牧野たかお君
福岡 資麿君 堀内 恒夫君
山本 太郎君 谷 亮子君
吉川ゆうみ君 山田 修路君
渡邊 美樹君 糸数 慶子君
主濱 了君 豊田 俊郎君
堂故 茂君 柘植 芳文君
滝波 宏文君 滝沢 求君
高橋 克法君 太田 房江君
大野 泰正君 北村 経夫君
大沼みずほ君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島田 三郎君 古川 俊治君

西田 昌司君 塚田 一郎君
石井みどり君 島尻安伊子君
佐藤 正久君 佐藤 信秋君
佐藤ゆかり君 伊達 忠一君
岡田 直樹君 宮沢 洋一君
中川 雅治君 二之湯 智君
野村 哲郎君 松村 祥史君
松下 新平君 溝手 顕正君
柳本 卓治君 武見 敬三君
山崎 力君 山谷えり子君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 尾辻 秀久君
中曾根弘文君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
浜野 喜史君 安井美沙子君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
徳永 エリ君 高野光二郎君
斎藤 嘉隆君 田城 郁君
難波 奨二君 江崎 孝君
有田 芳生君 島村 大君
野田 国義君 金子 洋一君
風間 直樹君 牧山ひろえ君
大島九州男君 相原久美子君
林 久美子君 片山さつき君
尾立 源幸君 大久保 勉君
白 眞勲君 足立 信也君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 猪口 邦子君
小林 正夫君 藤田 幸久君
大塚 耕平君 福山 哲郎君
櫻井 充君 増子 輝彦君

那谷屋正義君 山東 昭子君
小川 勝也君 直嶋 正行君
神本美恵子君 田中 直紀君
羽田雄一郎君 郡司 彰君
榊葉賀津也君 浜田 和幸君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
清水 貴之君 平野 達男君
井上 義行君 薬師寺みちよ君
藤巻 健史君 吉川 沙織君
荒井 広幸君 山田 太郎君
藤巻 幸夫君 儀間 光男君
蓮 舫君 広田 一君
藤末 健三君 山口 和之君
真山 勇一君 東 徹君
芝 博一君 加藤 敏幸君
柳澤 光美君 柴田 巧君
中西 健治君 中野 正志君
室井 邦彦君 小見山幸治君
小川 敏夫君 長浜 博行君
川田 龍平君 行田 邦子君
寺田 典城君 中山 恭子君
前川 清成君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
江田 五月君 水野 賢一君
小野 次郎君 江口 克彦君
松沢 成文君 片山虎之助君

国務大臣
国務大臣 新藤 義孝君
国務大臣 森 まさこ君
国務大臣 稲田 朋美君

議長の報告事項

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

堂故 茂君 世耕 弘成君

財政金融委員 補欠

山口 和之君 川田 龍平君

厚生労働委員 補欠

川田 龍平君 山口 和之君

予算委員 補欠

川田 龍平君 山口 和之君

辞任 補欠

松村 祥史君 北川イッセイ君

森屋 宏君 中泉 松司君

議院運営委員 補欠

中泉 松司君 森屋 宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家安全保障に関する特別委員 補欠

熊谷 大君 佐藤ゆかり君

同日委員及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会 理事 中西 祐介君 (中西祐介君の補欠)

決算委員会 理事 熊谷 大君 (熊谷大君の補欠)

行政監視委員会 理事 溝手 顕正君 (山東昭子君の補欠)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 理事 難波 樊二君 (安井美沙子君の補欠)

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

理事 石川 博崇君 (山本博司君の補欠)

同日衆議院から、同院は国会の会期を十二月七日から八日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案(山谷えり子君外五名発議)

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定秘密の保護に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

生活保護法の一部を改正する法律案

生活困窮者自立支援法案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

がん登録等の推進に関する法律案

同日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

決算委員会

一、平成二十三年一般会計歳入歳出決算、平成二十三年特別会計歳入歳出決算、平成二十三年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書(第百八十一回国会提出)

一、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百八十一回国会提出)

一、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百八十一回国会提出)

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

原子力問題特別委員会

一、原子力問題に関する調査

国の統治機構に関する調査会

一、国の統治機構等に関する調査

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

国家戦略特別区域法案(閣法第一八号)審査報告書

アルコール健康障害対策基本法案(衆第一九号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

外交防衛委員会請願審査報告書(第一号)

文教科学委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

医療及び介護の専門的知見に基づく成年後見制度の利用促進に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第九三三号)

郵便事業に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九四四号)

燃料課税及び自動車関係諸税に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九五五号)

福島原発事故収束に向けての政府の取組体制に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九六号)

福島原発事故収束に関する政府の基本認識に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九七号)

集団的自衛権の行使に係る憲法解釈に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九八号)

小松一郎内閣法制局長官の資質に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第九九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第八一八号)

普天間飛行場移設に伴う辺野古沖埋立てに関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第八二二号)

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の一般拠出金率の改定案」に関する第三回質問主意書(川田龍平君提出)(第八三三号)

特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての森まさこ国務大臣による答弁に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第八四四号)

中国による防空識別圏設定に関する質問主意書(中西健治君提出)(第八五五号)

オリンピック後の景気対策に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第八六六号)

特定秘密保護法案における適性評価に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第八七七号)

放射性物質による汚染がれきの焼却処理等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八八八号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射性セシウム以外の放射性核種に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八九号)

世界大学ランキングに関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第九〇号)

外国資本による土地取得に対する規制の必要性に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第九一号)

社会保障・税番号制度への地方自治体の対応促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九二二号)

医療及び介護の専門的知見に基づく成年後見制度の利用促進に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第九三三号)

郵便事業に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九四四号)

燃料課税及び自動車関係諸税に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九五五号)

福島原発事故収束に向けての政府の取組体制に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問に対する答弁書(第六九九号)

参議院議員井上義行君提出中国の防空識別圏設定に関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員寺田典城君提出特定秘密保護法案に関する質問に対する答弁書(第七一号)

参議院議員浜田和幸君提出子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問に対する答弁書(第七二二号)

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問に対する答弁書(第七三三号)

参議院議員福島みずほ君提出生活保護引下げに関する質問に対する答弁書(第七四四号)

参議院議員福島みずほ君提出生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問に対する答弁書(第七五五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定秘密の保護に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

生活保護法の一部を改正する法律

生活困窮者自立支援法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

がん登録等の推進に関する法律

同日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会及び憲法審査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

二、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出、第八十三回国会衆法第二九号)

三、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出、第八十三回国会衆法第三〇号)

四、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、第百八十三回国会衆法第三一号) 五、道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外四名提出、第百八十三回国会衆法第四六号) 六、国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出、衆法第一〇号) 七、幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出、衆法第一五号) 八、国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一六号) 九、国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一七号) 一〇、公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出、衆法第一八号) 一一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(渡辺周君外三名提出、衆法第一三三号) 一二、国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(中田宏君外一名提出、衆法第二二一号) 一三、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外九名提出、衆法第二九号) 一四、内閣の重要政策に関する件 一五、栄典及び公式制度に関する件 一六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 一七、国民生活の安定及び向上に関する件 一八、警察に関する件 総務委員会 一、地方自治法の一部を改正する法律案(原口一博君外五名提出、衆法第三三三号)			
二、地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出、衆法第二一〇号) 三、地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出、衆法第二四号) 四、地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外三名提出、衆法第二五号) 五、行政機構及びその運営に関する件 六、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 七、地方自治及び地方税財政に関する件 八、情報通信及び電波に関する件 九、郵政事業に関する件 一〇、消防に関する件 法務委員会 一、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八十三回国会衆法第三〇号) 二、会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 三、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第二二三号) 四、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外五名提出、第百八十三回国会衆法第二二二号) 五、裁判所の司法行政に関する件 六、法務行政及び檢察行政に関する件 七、国内治安に関する件 八、人権擁護に関する件			
外務委員会 一、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二二二号) 二、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号) 三、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、第百八十三回国会衆法第三三三号) 二、租税特別措置法の一部を改正する法律案(桜内文城君外二名提出、第百八十三回国会衆法第三七号) 三、国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案(桜内文城君外二名提出、衆法第八号) 四、財政に関する件 五、税制に関する件 六、関税に関する件 七、外国為替に関する件 八、国有財産に関する件 九、たばこ事業及び塩事業に関する件 一〇、印刷事業に関する件 一一、造幣事業に関する件 一二、金融に関する件 一三、証券取引に関する件			
文部科学委員会 一、教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二二五号) 二、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出、第百八十三回国会衆法第四五号) 三、文部科学行政の基本施策に関する件 四、生涯学習に関する件 五、学校教育に関する件 六、科学技術及び學術の振興に関する件 七、科学技術の研究開発に関する件 八、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出、第百八十三回国会衆法第一五号) 二、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(御法川信英君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二二一号) 三、介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外五名提出、第百八十三回国会衆法第二七号) 四、過労死等防止基本法案(泉健太君外十名提出、衆法第二八号) 五、世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案(重徳和彦君外三名提出、衆法第二七号) 六、厚生労働関係の基本施策に関する件			

七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外五名提出、第百八十三回国会衆法第五号) 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(中川正春君外五名提出、第百八十三回国会衆法第六号) 三、農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、第百八十三回国会衆法第二六号) 四、農林水産関係の基本施策に関する件 五、食料の安定供給に関する件 六、農林水産業の発展に関する件 七、農林漁業者の福祉に関する件 八、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、第百八十三回国会承認第五号) 二、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案(塩崎恭久君外四名提出、衆法第四号)	三、経済産業の基本施策に関する件 四、資源エネルギーに関する件 五、特許に関する件 六、中小企業に関する件 七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 八、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、第百八十三回国会衆法第四四号) 二、国土交通行政の基本施策に関する件 三、国土計画、土地及び水資源に関する件 四、都市計画、建築及び地域整備に関する件 五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 六、陸運、海運、航空及び観光に関する件 七、北海道開発に関する件 八、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、環境の基本施策に関する件 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件 三、循環型社会の形成に関する件 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 六、原子力の規制に関する件 七、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件	決算行政監視委員会 一、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算 平成二十一年度特別会計歳入歳出決算 平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十一年度政府関係機関決算書 二、平成二十一年度国有財産増減及び現在額 総計算書 三、平成二十一年度国有財産無償貸付状況 総計算書 四、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算 平成二十一年度特別会計歳入歳出決算 平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書 五、平成二十二年政府関係機関決算書 平成二十二年国有財産増減及び現在額 総計算書 六、平成二十二年一般会計歳入歳出決算 平成二十二年特別会計歳入歳出決算 平成二十二年国税収納金整理資金受払計算書 七、平成二十三年度一般会計歳入歳出決算 平成二十三年度特別会計歳入歳出決算 平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書 八、平成二十三年度国有財産増減及び現在額 総計算書 九、平成二十三年度国有財産無償貸付状況 総計算書 一〇、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算 平成二十四年度特別会計歳入歳出決算 平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十四年度政府関係機関決算書	一、平成二十四年度国有財産増減及び現在額 総計算書 二、平成二十四年度国有財産無償貸付状況 総計算書 三、平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 四、平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 五、平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 六、平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 七、平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 八、平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 九、平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 一〇、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出)
--	--	---	--

二一、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会、内閣提出) 二二、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1) 二三、歳入歳出の実況に関する件 二四、国有財産の増減及び現況に関する件 二五、政府関係機関の経理に関する件 二六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 二七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 二八、行政監視に関する件 議院運営委員会 一、地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外四名提出、第百八十三回国会衆法第二三三号) 二、任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出、第百八十三回国会衆法第三五五号) 三、国会法の一部を改正する法律案(渡辺周君外二名提出、衆法第一四四号) 四、国会法等改正に関する件 五、議長よりの諮問事項 六、その他議院運営委員会の所管に属する事項 災害対策特別委員会 一、災害対策に関する件	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 一、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出、第百八十三回国会衆法第八号) 二、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外十一名提出、第百八十三回国会衆法第一三三三号) 三、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件 沖繩及び北方問題に関する特別委員会 一、沖繩及び北方問題に関する件 青少年問題に関する特別委員会 一、青少年問題に関する件 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 科学技術・イノベーション推進特別委員会 一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 東日本大震災復興特別委員会 一、東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による	土地等の処分の迅速化に関する法律案 黄川田徹君外七名提出、第百八十三回国会衆法第四九号) 二、東日本大震災復興の総合的対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 国家安全保障に関する特別委員会 一、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出、衆法第一号) 二、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案(渡辺周君外二名提出、衆法第一二二二号) 三、情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外二名提出、衆法第一二二二号) 憲法審査会 一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外三名提出、第百八十三回国会衆法第一四四号) 同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十四年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。 同日議長は、アブドルラウフ・ラワーブデ・ヨルダン・ハシエミット王国王上院議長より、同議長のヨルダン・ハシエミット王国王上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受領した。 本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 国家戦略特別区域法案	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 アルコール健康障害対策基本法案 本日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。 中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議 本日委員長から次の報告書が提出された。 国家の基本政策に関する調査報告書 本日議院において採択した「難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願」外五十九件の請願は、即日これを内閣に送付した。 本日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院は事務総長に中村剛君を選挙した旨通知した。 本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律 国家戦略特別区域法 アルコール健康障害対策基本法 本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査
--	--	--	---

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会

一、農林水産に関する調査
経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、平成二十三年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書（第百八十一回国会提出）
二、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百八十一回国会提出）
三、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百八十一回国会提出）
四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査
消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
原子力問題特別委員会

一、原子力問題に関する調査
国の統治機構に関する調査会

一、国の統治機構等に関する調査
国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月六日
経済産業委員長 北川イッセイ
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止することにも、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

平成二十五年十一月二十一日
衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二十二」を「第七十条の十二」に改める。

第七条の二第六項中「第五十条第六項」を「第六十二条第四項」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改め、同条第七項各号中「さかのぼり」を「遡り」に、「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第二十四項中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改める。

第八条の二第三項中「及び第五十九条第二項」を削る。

第十条第九項中「すべて」を「全て」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改める。

第二十條の二中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の三中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一条第二項の規定による審決」を「第六十三条第二項の規定による決定」に改め、同条第六十三條第二項の規定による決定に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の四中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一條第二項の規定による審決」を「第六十三條第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第六十六條第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の五中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条ただし書中「第五十一條第二項の規定による審決」を「第六十三條第二項の規定による決定」に改め、同条第一号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第六十六條第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合における第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)を削り、同条第二号中「さかのぼり」を「遡り」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第六十六條第四項の規定による審決を受けたことがある者」を削る。

第二十條の七中「第五十一條第二項の規定による審決」を「第六十三條第二項の規定による決定」に改める。

第二十六條第一項中「第四十九條第一項」を「第四十九條」に、「第五十條第一項」を「第六十二條第一項」に改め、「又は」は第六十六條第四項の審決及び「これを」を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は審決を削る。

第三十五條第三項中「(第五十六條第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。)」を削り、同条第七項から第九項までを削る。

第五十二條から第六十三條までを削る。

第五十一條第一項中「及び第三項」を削り、「審決を」決定」に改め、同条第二項中「審決」を「決定」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五條第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第五十一條第四項中「前三項」を「第一項及び第二項」に、「第七十條の九第三項」を「第六十九條第二項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第五十一條を第六十三條とする。

第五十條第一項中「これを」を削り、「及びその計算の基礎」を「課徴金の計算の基礎及び」に、「第六十九條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第三項中「三月」を「七月」に改め、同条第

四項を次のように改める。

第四十九條から第六十條までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第五十條第一項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及び第五十二條第一項中「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、第五十四條第一項中「予定される排除措置命令の内容」、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二條第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二條第四項の規定により読み替へて準用する第五十二條第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替へるものとす。

第五十條第五項及び第六項を削り、同条を第六十二條とする。

第四十九條第一項中「第七條第一項若しくは第二項(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第一項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十條第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。))を「排除措置命令」に改め、「これを」を削り、「第六十九條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第六十一條とする。

第四十八條の次に次の十二條を加える。

第四十九條 公正取引委員会は、第七條第一項若しくは第二項(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第一項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十條第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。))を「排除措置命令」に改め、「これを」を削り、「第六十九條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第六十一條とする。

第四十八條の次に次の十二條を加える。

第四十九條 公正取引委員会は、第七條第一項若しくは第二項(第八條の二第二項及び第二十條

第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第一項若しくは第三項、第十七條の二又は第二十條第一項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。))をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第五十條 公正取引委員会は、前条の意見聴取を行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される排除措置命令の内容
二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
三 意見聴取の期日及び場所
四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠を提出することができること。

二 意見聴取が終結する時までの間、第五十二條の規定による証拠の閲覧又は謄写を求めることができること。

第五十一條 前条第一項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。))は、代理人を選任することができる。

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

第五十二條 当事者は、第五十條第一項の規定による通知があつた時から意見聴取が終結する時までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴

取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写(謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができない。

前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に応じ必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることを妨げない。

公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができる。

第五十三条 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員(以下「指定職員」という。)が主宰する。

公正取引委員会は、前項に規定する事件について審査官の職務を行つたことのある職員その他の当該事件の調査に関する事務に従事したことのある職員を意見聴取を主宰する職員として指定することができる。

第五十四条 指定職員は、最初の意見聴取の期日の冒頭において、当該意見聴取に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員(次項及び第三項並びに第五十六条第一項において「審査官等」という。)に、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なものと並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用を意見聴取の

期日に出頭した当事者に対し説明させなければならない。

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することが出来る。

指定職員は、意見聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又は審査官等に対し説明を求めることができる。意見聴取の期日における意見聴取は、公開しない。

第五十五条 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

第五十六条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並びに審査官等による説明(第五十八条第一項及び第二項において「当事者による意見陳述等」という。)の結果、なお意見聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次の意見聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見聴取の期日に出頭した当事者に対しては、当該意見聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。

第五十七条 指定職員は、当事者が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合において、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

前項に規定する調書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

第一項に規定する調書には、提出された証拠(第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠)を添付しなければならない。

指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、第一項に規定する調書とともに公正取引委員会に提出しなければならない。

当事者は、第一項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、指定職員に対し、前条第四項の規定により提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を

命ずることができる。

第五十六条第二項本文の規定は、前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、第五十八条第一項に規定する調書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状态に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

競争回復措置命令は、確定しなければ執行することができない。

第四十九条から第六十条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。

公正取引委員会は、前項において準用する第五十条第一項の規定による通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第六十五条から第六十八条までを削る。

第六十九条第一項中「審決」を「競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。」に改め、同条第二項中「これ」を「これ」に改め、同

条第三項中「第八条の四第一項の措置を命ずる審決」を「競争回復措置命令」に改め、同条を第六十五条とする。

第七十条中「これを」を削り、同条を第六十六条とする。

第七十条の二から第七十条の四までを削り、第七十条の五を第六十七条とする。

第七十条の六及び第七十条の七を削る。

第七十条の八中「第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限り。」又は第六十六条第一項から第三項までの審決（原処分全部を取り消す審決を除く。）若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決をしたを「をした後又は競争回復措置命令が確定したに改め、又は審決」を削り、「命じ、又は維持した」を「命じた」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十条の九第三項中「課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該を」前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る「に、」（当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合）で「を」で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により「に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、「これを」その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とする。

第七十条の十第一項中「第五十一条第四項又は次項を」第六十三条第五項に改め、同条第三項中「第一項の金額を還付する場合には」を「前項の金額を還付する場合には、」に改め、「前項の金

額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から、それぞれ」を削り、同条第四項中「前条第三項ただし書及び第四項」を「前条第二項ただし書及び第三項」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十条とする。

第七十条の十一第一項中「審決」を「決定」に改め、同条第二項中「これを」を「ついで」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の十一を第七十条の二とする。

第七十条の十二第一項中「審判手続を経て、審決」を「決定」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決」を「競争回復措置命令」に、「審決」を「決定」に改め、同項ただし書中「被審人」を「排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四十九条から第六十条まで並びに第六十三

条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二を第七十条の三とする。

第七十条の十三第二項を次のように改める。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

第七十条の十三を第七十条の四とする。

第七十条の十四第一項中「有価証券」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八條第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を加え、免かれるを「免れる」に改め、同

条第二項を次のように改める。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。

第七十条の十四に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の十四を第七十条の五とする。

第七十条の十六を第七十条の六とし、第七十条の十七を第七十条の七とし、第七十条の十八を第七十条の八とする。

第七十条の十九第二項中「第七十条の十七」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の九とする。

第七十条の二十中「及び審判」を削り、「並びに第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項」を「及び第七十条の五第一項」に改め、同条を第七十条の十とする。

第七十条の二十一中「及び第七十条の十一第一項」を「競争回復措置命令及び第七十条の二第一項」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十一とする。

第七十条の二十二中「及び納付命令」を「納付命令及び競争回復措置命令」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十二とする。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 削除

第七十五條中「若しくは第二項又は第五十六條第一項」を「又は第二項」に改める。

第七十六條第二項中「被審人」を「排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者」に改める。

第七十七條を削る。

第七十六條第二項中「被審人」を「排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者」に改める。

第七十七條を削る。

第七十八條中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改め、第九章中同条を第七十七條とする。

第七十九條から第八十三條までを削り、第八十三條の二を第七十八條とし、第八十三條の三を第七十九條とし、第八十三條の四を第八十條とし、第八十三條の五を第八十一條とし、第八十三條の六を第八十二條とし、第八十三條の七を第八十三條とする。

第八十四條の四中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一号」を加える。

第八十五條を次のように改める。

第八十五條 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三

条第一項に規定する抗告訴訟

二 第七十條の四第一項、第七十條の五第一項及び第二項、第九十七條並びに第九十八條に規定する事件

第八十五條の次に次の一條を加える。

第八十五條の二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六條及び第八十七條を次のように改める。

第八十六條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第八十七條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第八十八條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第八十九條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十一條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十二條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十三條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十四條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十五條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十六條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十七條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十八條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第九十九條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百零一條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百零二條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百零三條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百零四條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

第一百零五條 東京地方裁判所は、第八十五條各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十八条中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改める。

第九十条第三号中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決」を「競争回復措置命令」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十四条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項を」又は「第二項」に改める。

第九十四条の二中「次の各号のいずれかに該当する」を「第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第九十八条中「第七十条の十三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

から施行する。ただし、附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があった場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者(事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項において同じ。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第四十九条第五項(旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知があった場合には、当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続(審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(施行日前に独占的状态に係る審判開始決定書の謄本の送達があった場合についての経過措置)

第三条 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合における独占的状态に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずる手続、審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

については、なお従前の例による。

(施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開始した場合についての経過措置)

第四条 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の規定により審判手続を開始した場合における審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(審決を受けたことがある者に対する納付命令に関する規定の適用関係)

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条の二第一項 同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について新法第六十二条第四項において読み替えて準用する新法第五十条第一項の規定による通知(次条において「事前通知」という。)を受けた日)をいう。第三項において同じ。から遡り十年以内に、旧法第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新法第七条の二第二項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合には、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十四項の規定を適用する。

合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十四項の規定を適用する。

3 新法第七条の二第二項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等(新法第七条の二第二十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項の規定による審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第二十五項の規定を適用する。

第六条 新法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二条第九項第一号に該当するものに限る。)について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

ものを含む。を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決を新法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二十条第九項第二号に該当するものに限る。))について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決を新法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二十条第九項第三号に該当するものに限る。))について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

のを含む。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二十条第九項第四号に該当するものに限る。))について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決を新法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

(排除措置命令等が確定した場合における損害賠償に関する訴えに関する経過措置)
第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令(旧法第八十一条又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。))又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

2 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令)又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

(審判官に関する経過措置)
第八条 附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、新法第三十五条第三項の規定の適用については、同項中「局務」とあるのは、「局務(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。))とする。

2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定は、附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。
(競争を回復させるために必要な措置を命ずる審決に関する規定の適用関係)
第九条 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決(当該審決が確定した場合に限る。))については、新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したもののみなして、新法第六十八条及び第七十条の三第

三項の規定を適用する。
2 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決(附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第六十五条又は同項の規定による審決を含む。))が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わなるときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したもののみなして、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

(緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措置)
第十条 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条の十四第二項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、なお従前の例による。

(施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者に対する抗告訴訟に関する経過措置)
第十一条 旧法第七十条の十一第一項及び第七十条の十二第二項の規定による審決については、新法第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新法第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条及び第八十八条の規定を適用する。
2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項に規定する期間が進行している前項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従前の例による。
3 第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に係属している同項に規定する審決に係

る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第一項に規定する抗告訴訟については、なお従前の例による。

(過料についての裁判の手續に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした旧法第四十九條第一項に規定する排除措置命令及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判の手續については、なお従前の例による。

2 施行日前にした旧法第七十條の十三第一項の規定による裁判及び附則第十條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手續については、なお従前の例による。

(処分、手續等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、公正取引委員会が事件について

て必要な調査を行う手續について、我が国における他の行政手續との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業庁設置法及び輸出入取引法の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「第四十九條第五項」を「第五十條第一項」に改める。

一 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第四條第八項
二 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第三十四條第三項

(水産業協同組合法の一部改正)

第十八条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第九十五條の二中「から第九十五條の五まで」を「及び第九十五條の四」に改める。

第九十五條の四を次のように改める。

第九十五條の四 前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで、第四十五條、第四十七條から第六十一條まで、第六十五條第一項及び第二項、第六十六條から第六十八條まで、第七十條の三第三項及び第四項、第七十條の六、第七十條の七、第七十條の九から第七十條の十二まで、第七十五條の九から第七十七條まで、第八十五條(第一号に係る部分に限る。)、第八十六條、第八十七條並びに第八十八條の規定を準用する。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第九十五條の五を削る。

第三百三十三條各号中「若しくは第二項又は第五十六條第一項」を「又は第二項」に改める。

第三百三十四條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十五條の四において準用する私的独占禁止法第四十條の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 施行日前に前條の規定による改正前の水産業協同組合法第九十五條の四において準用する旧法第四十九條第五項の規定による通知があつた場合における排除措置の處理の手續については、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「から第百九條まで」を「及び第百八條」に改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條 前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで(公正取引委員会の権限)、第四十五條、第四十七條から第六十一條まで、第六十五條第一項及び第二項、第六十六條から第六十八條まで、第七十條の三第三項及び第四項、第七十條の六、第七十條の七、第七十條の九から第七十條の十二まで(事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件處理の手續)、第七十五條、第七十六條(雜則)、第七十七條、第八十五條(第一号に係る部分に限る。)、第八十六條、第八十七條並びに第八十八條(訴訟)の規定を準用する。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百八條を次のように改める。

第百九條及び第百十條を次のように改める。

第百九條及び第百十條 削除

第百十六條を次のように改める。

第百十六條 削除

第百十七條各号中「若しくは第二項又は第五十六條第一項」を「又は第二項」に改める。

第百十八條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第百八條において準用する私的独占禁止法第四十條の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 施行日前に前條の規定による改正前の中小企業等協同組合法第百八條において準用する旧法第四十九條第五項の規定による通知があつた場合における排除措置の處理の手續については、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第二十二條 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項中「第七十條の十三第一項」を「第七十條の四第一項」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「前條第一項に規定する違反行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平

参議院議長 山崎 正昭殿

五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画 六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項 七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項 三 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。 五 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。 七 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。 第三章 区域計画の認定等 (区域方針) 第六条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに	に、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。 二 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題 二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項 三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要な事項 三 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。 四 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。 五 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。 第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に	規定する区域計画(第三項第二号において単に「区域計画」という。)の作成、^{一〇}第十一条第一項に規定する認定区域計画(同号において単に認定区域計画」という。)の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關し必要な協議(第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。 一 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。) 二 関係地方公共団体の長 二 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。 三 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。 一 国の関係府政機関の長(当該府政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該府政機関、以下同じ。) 二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする	区域計画又は認定区域計画及びその実施に關し密接な関係を有する者 四 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 五 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 六 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 七 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。 八 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に關し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。 (区域計画の認定) 第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。 二 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 国家戦略特別区域の名称 二 第六条第二項第一号の目標を達成するため に国家戦略特別区域において実施し又はその
---	--	--	---

実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

三 前号に規定する特定事業(この第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の内容)

四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項

五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならぬ。

4 前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者(当該公表がされた者を除く)は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員(以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。)の全員の合意により作成するものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。)を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならぬ。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十二条から第二十四条までの規定で、政令又は主

務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条

例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

第九條 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画(以下「認定区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十條 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第二條第二項に規定する特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業(この構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容)

三 第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域(第三項において「特定事業実施区域」という。)の範囲

とあるのは「当該特定事業等」と、第十三条から第二十五条までとあるのは「第十三条から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「又は」とあるのは、「構造改革特別区域基本方針(構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。に即して構造改革特別区域法第三十四條の規定による政令若しくは主務省令で、と、(条例で」とあるのは「(条例で又は同法第三十五條の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八條第七項の認定を受けたもの(第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。)については、第八條第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を構造改革特別区域法第四條第九項の認定(同法第六條第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)と、第八條第七項の認定を受けた区域計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)を同法第四條第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二條第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八條第七項の認定が取り消された場合を同法第九條第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二條第一項を除く。)中「地方公共団体」が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二條(同法第五項及び第十一條の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項を除く。)及び第十三條(同法第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。)中「地方公共団体」とあるのは「(国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。に)に係る関係地方公共団体」と、同法第二條第五項、第二十條第三項、第二十四條第一項及び第五項並びに第二十九條第二項及び第三項中「(地方公共団体」とあるのは「(国家戦略特別区域会議に)係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ)が
第十二条第十・項	地方公共団体の長の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条において同じ)に係る関係地方公共団体の長
第十三条第四項	地方公共団体の長の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第十五条第一項	都道府県が、都道府県知事	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である都道府県の知事
第十五条第二項	前項	国家戦略特別区域会議が前項
第十九条第一項各号列記以外の部分	市町村の教育委員会が、 当該市町村	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が、 当該国家戦略特別区域会議
第十九条第一項第一号及び第二号	市町村の教育委員会が同項各号	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。第五条第七項において同じ)に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が同項各号
第十九条第一項第三号	市町村の教育委員会。市町村が	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会。
第十九条第一項第四号	その設定	国家戦略特別区域会議が設定
第十九条第一項第五号	市町村が	当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村が
第二十条第一項	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の
第二十一条第一項	市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ)	国家戦略特別区域会議

第二十三条第二項	市町村(	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条及び別表第十三号において同じ)の区域
第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第六項	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ)内に所在しないこととなるものに限る)がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定酒類の製造事業を定めることとするものに限る)の認定があつた場合又は第一項
第二十八条の二第二項第一号及び第二号	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八条の二第三項	又は同項	、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る)がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定酒類の製造事業を定めることとするものに限る)の認定があつた場合又は第一項
第二十九条第一項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第二十九条第四項	地方公共団体の長がその施設を管理する高等学校	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ)に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等学校
第三十条第一項	地方公共団体の長がその施設を管理する学校	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校
第三十一条第一項	地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう)に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
第三十二条第一項	地方公共団体を	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体を
第三十三条	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議が
	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の

4 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四條第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置(同法第十八条の規定によるものに限る。)を同法第二條第三項の規制の特例措置(同法第十八条の規定によるものに限る。)とみなして、同法第十八条第二項及び第十八条(同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは、国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第十八条第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第十條第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第十八條第二項」とする。

5 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二條第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七條の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な説話は、政令で定める。

(認定の取消し)

第十條 内閣総理大臣は、認定区域計画(認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十二條及び第十七條第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

第九條

認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十二條及び第十七條第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による

認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第十一條 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(旅館業法の特例)

第十二條 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用法に關する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業(その一部が旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八號)第二條第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。))として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の項において同じ。))を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は

は区長。以下この条において同じ。))の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容
三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 都道府県知事は、特定認定の申請に係る事業が第一項の政令で定める要件に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。

4 特定認定(次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。))を受けた者(以下この条において「認定事業者」という。)が行う当該特定認定を受けた事業(第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。)については、旅館業法第三條第一項の規定は、適用しない。

5 認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な

な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつたとき。

二 第十條第一項の規定により認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。)の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

三 認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなったと認めるとき。

四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。

五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。

六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(医療法の特例)

第十三條 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業(国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。))を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を

受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第十三項の規定により当該都道府県と同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があった場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十一号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床の病床数を定めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内の特別用途地区(都市計画法昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略建築物整備事業の実施

主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第四十九条第二項の承認があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業(建築基準法第五十二条第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するとき、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において同じ。))は、当該区域計

画に定められた次項第二号の数値以下でなければならない。

一 当該区域計画に定められた次項第一号の区域内にあること。

二 その敷地内に当該区域計画に定められた次項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められた同項第五号の規模以上であること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略住宅整備事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略住宅整備事業を実施する区域
二 その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値
三 その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法
四 建築物の敷地内に設けられる空地の要件
五 建築物の敷地面積の規模

3 前項各号に掲げる事項は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう定めなければならない。

4 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。)内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じたものとなるよう定めなければならない。

6 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略住宅整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略住宅整備事業に関する事

項について、当該区域計画に定めようとする第二項第一号の区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会(当該区域が市町村都市計画審議会が置かれている市町村(建築基準法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村に限る。)の区域内にある場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)に付議し、その議を経なければならない。

(道路法の特例)

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業(国家戦略特別区域内において、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び次項において「施設等」という。)のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路(同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。))の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三

二五

をすることにより、国家戦略特別区域において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進を図る事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これらの事務に密接な関連のある事務であつて、同法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているものうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十一条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十八条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に適用する。

（土地区画整理法の特例）
第十九条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略土地区画整理事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九号）による土地区画整理事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の八の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

4 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村

土地区画整理法第九条第五項に規定する個人施行者（第三項において単に「個人施行者」という。）	土地区画整理法第四十一条の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七條の承認又は同法第八條第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第四十一条の二第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第七十一条の三第三項の規定による意見の聴取が行われている土地区画整理事業	土地区画整理法第七十一条の二第一項の認可
土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合（以下この条において単に「土地区画整理組合」という。）	土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画が定められており、かつ、同法第十八条の同意が得られており、かつ、同法第十七条において準用する同法第七條の承認を要する場合にあっては、当該承認が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十一条の六の同意が得られており、かつ、同法第五十一条の五において準用する同法第七條の承認を要する場合にあっては、当該承認が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十一条の二第一項の認可
土地区画整理法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社（第三項第二号において単に「区画整理会社」という。）	土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十一条の六の同意が得られており、かつ、同法第五十一条の五において準用する同法第七條の承認を要する場合にあっては、当該承認が得られている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までに規定する手続が行われている土地区画整理事業	土地区画整理法第五十二条第一項の認可
都道府県又は市町村（土地区画整理法第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。）	土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第七十一条の三第三項の規定による意見の聴取が行われている土地区画整理事業	土地区画整理法第七十一条の二第一項の認可	土地区画整理法第七十一条の二第一項の認可

- 2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略土地区画整理事業の内容について、当該国家戦略土地区画整理事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として土地区画整理組合を定めようとする場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。)の同意を得なければならない。
- 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業(個人施行者又は都道府県若しくは市町村を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 一 土地区画整理組合 土地区画整理法第十四条第一項の事業計画
 - 二 区画整理会社 土地区画整理法第五十一条の二第一項の規程及び事業計画
 - 三 機構等 土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画
- 4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該国家戦略土地区画整理事業に係る水面について権利を有する者は、当該事業計画等について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出することができる。ただし、都市計画(都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。)において定められた事項については、この限りでない。
- 5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合において、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が機構等であるときは、遅滞なく、当該意見書について、当該国家戦略土地区画整理事業の施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。)を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 国家戦略特別区域会議は、第四項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者(当該者が土地区画整理組合である場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第八項において同じ。)に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。
- 8 国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第六項の規定により事業計画等に修正(当該者が機構等である場合にあつては、土地区画整理法第七十一条の三十項の政令で定める軽微な修正を除く。)を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

(都市計画法の特例)

第二十〇条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業(都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。
- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。
- 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を、当該区域計画に当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、国家戦略特別区域会議に、意見書を提出することができる。
- 5 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。
 - 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業(国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会
 - 二 国家戦略都市計画建築物等整備事業(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り。) 当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の都道府県都市計画審議会)

6 区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法第七十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

第二十一条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略開発事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九條第一項各号に掲げるものを除く。）に関する事業をいう。以下この条及び別表の十の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九條第一項の許可があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略開発事業の内容について、当該国家戦略開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）に協議しなければならない。

第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十条第六項に規定する都市計画施設の整備に関する事業であつて、同法第六十条第一項第三号に掲げる事業計画が定められているものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めるところにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略都市計画施設整備事業の内容について、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業（都市計画法第五十九条第六項の規定による意見の聴取を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

(都市再開発法の特例)

第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市街地再開発事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者（第三項において単に「個人施行者」という。）	都市再開発法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られている市街地再開発事業	都市再開発法第七条の九第一項の認可
都市再開発法第十一条第一項の規定により設立された市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」という。）	都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四条第一項の同意が得られており、かつ、同法第十二條第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三条の規定による参加の機会の付与を要する場合にあつては、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業	都市再開発法第十一条第一項の認可

都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(第三項第二号において単に「再開発会社」という。)	都市再開発法第五十条の二第一項の規程及び事業計画が定められているとともに、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六において読み替えて準用する同法第七十二条の十二の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られている市街地再開発事業	都市再開発法第五十条の二第一項の認可
地方公共団体(都市再開発法第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。)	都市再開発法第五十三条第一項及び同条第二項において読み替えて準用する同法第六十二条第二項から第五項までに規定する手続が行われており、かつ、同法第五十三条第四項において読み替えて準用する同法第七十二条の十二の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が行われている市街地再開発事業	都市再開発法第五十一条第一項の認可
独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(都市再開発法第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項第三号において「機構等」という。)	都市再開発法第五十八条第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同条第三項において読み替えて準用する同法第七十二条の十二の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が行われている市街地再開発事業	都市再開発法第五十八条第一項の認可

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の内容について、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として市街地再開発組合を定めようとする場合にあっては、都市再開発法第十一

条第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。の)の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業(個人施行者又は地方公共団体を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計

画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 市街地再開発組合 都市再開発法第十一条第一項の事業計画

二 再開発会社 都市再開発法第五十条の二第一項の規程及び事業計画

三 機構等 都市再開発法第五十八条第一項の施行規程及び事業計画

4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者、都市再開発法第九条第五号の参加組合員、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者又は同法第五十八条第三項において読み替えて準用する同法第五十二条第二項第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等(同法第九条第五号の参加組合員にあっては前項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者にあっては前項第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八

条第三項において読み替えて準用する同法第五十二

条第二項第五号の特定事業参加者にあっては前項

第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八

条第三項において読み替えて準用する同法第五十二

条第二項第五号の特定事業参加者にあっては前項

第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八

条第三項において読み替えて準用する同法第五十二

条第二項第五号の特定事業参加者にあっては前項

第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八

条第三項において読み替えて準用する同法第五十二

条第二項第五号の特定事業参加者にあっては前項

第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八

平成二十五年十二月七日 参議院会議録第十四号

国家戦略特別区域法案

受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対する同法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略民間都市再生事業の内容について、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、都市再生特別措置法第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第二十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第二十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（関係地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表の十五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

（国家戦略特区支援利子補給金の支給）

第二十七条 政府は、認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国家戦略特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 国家戦略特別区域諮問会議（設置）

第二十八条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家戦略特別区域の指定に關し、第二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 国家戦略特別区域基本方針に關し、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 区域方針に關し、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

四 区域計画の認定に關し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

五 第三十六条第二項に規定する雇用指針に關し、同項に規定する事項を処理すること。

六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別

区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。

七 第一号から前号までに規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

(組織)

第三十〇条 会議は、議長及び議員十人以上をもって組織する。

第三〇一条 議長は、議長及び議員十人以上をもって充て。

第三〇二条 議長は、内閣総理大臣をもって充て。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第三十二条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 国家戦略特別区域担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

議長は、必要があると認めるときは、第三十〇条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第三号までに掲げる議員である国務大臣以外

外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

4 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第三十三条 前条第一項第四号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第三十四条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)

第三十六条 国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。次項において同じ。)を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 前項に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針(個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であつて、会議の意見を聴いて作成するものをいう。)を踏まえて行うものを含むものでなければならない。

3 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、第一項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に對し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供することとし、前項の意見について意見を述べるものとする。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十七条 内閣総理大臣は、第五條第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二條の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三條第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2 構造改革特別区域において実施される事業であつて、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものについては、○特定事業と相まってより効果を上げるよう、○内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(主務省令)

第三十八條 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令告示を含む。)又は省令告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員

会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
(命令への委任)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。
(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十六^七条の規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の公布の日又は産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国

際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの(その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。)その他これに準ずる者について、期間の定めのある労働契約の期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(第三項において「特定措置」という。)を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。)の教育

水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

15⁶ 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域に関するものについては、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。
(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第四条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第六条のうち復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」を「表新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項の次に」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)
第五条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。
附則第四十四条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」を「表国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の項の次に」に改める。
附則第四十五条を削る。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)
第六条 産業競争力強化法の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)」とする。

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)
第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。
(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)
第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「事項」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国家戦略特別区域(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第二号第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。)における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関するごと、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十七号第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条第三項第六号の二中「第一項第三号の二」を「第一項第三号の三」に改める。

第十八条第二項の表中

災害対策基本法

を

中央 国家

戦略特別区域諮問会議

防災会議

国家戦略特別区域法

災害対策基本法

に改める。

(国と地方の協議の場に関する法律の一部改正)
第九条 国と地方の協議の場に関する法律(平成二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第二号中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第三号の三」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)
第十一条 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条(産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る。)及び第六条の規定は、適用しない。

別表(第二条関係)

項	事業	関係条項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第十二条
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業	第十三条
三	国家戦略建築物整備事業	第十四条
四	国家戦略住宅整備事業	第十五条
五	国家戦略道路占用事業	第十六条
六	農業法人経営多角化等促進事業	第十七条
七	農地等効率的利用促進事業	第十八条
八	国家戦略土地区画整理事業	第十九条
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業	第二十条
十	国家戦略開発事業	第二十一条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業	第二十二条
十二	国家戦略市街地再開発事業	第二十三条
十三	国家戦略民間都市再生事業	第二十四条
十四	政令等規制事業で第二十五条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十五条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十六条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十六条

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)

第三十八号

又は各省の内閣府令

復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令

審査報告書

アルコール健康障害対策基本法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十二月六日

内閣委員長 山東 昭子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酒類が国民の生活に豊かさといを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実に努めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

アルコール健康障害対策基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年十一月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

目次
アルコール健康障害対策基本法案

第一章 総則(第一条―第十一条)	第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等(第十二条―第十四条)	第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)	第四章 アルコール健康障害対策推進会議(第二十五条)	第五章 アルコール健康障害対策関係者会議(第二十六条・第二十七条)	附則
------------------	-----------------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------------------	----

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさといを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実に努めようとするものであることを旨とする。

(定義)

第二条 この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒

の影響による心身の健康障害をいう。

(基本理念)

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たつて、アルコール健康障害の発生、進行及び

再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題)をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第九条 健康増進事業実施者(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条に規定する健康増進事業実施者をいう)は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めなければならない。

(アルコール関連問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、十一月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等

(アルコール健康障害対策推進基本計画)

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画(以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画(以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うこ

とができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するよう、健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

第十八条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関その他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

第十九条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアル

コール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第二十条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合つてその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 アルコール健康障害対策推進会議

第二十五条 政府は、内閣府、法務省、財務省、

文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもつて構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 アルコール健康障害対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴くものとする。

第五章 アルコール健康障害対策関係者会議

議

第二十六条 内閣府に、アルコール健康障害対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に關し、第十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に關し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たつては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第三条 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「この法律の施行後二年以内に」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の二項を加える。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利

用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十三条中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に、「策定を「変更」に改める。

第二十六条第一項中「内閣府」を「厚生労働省」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第十二条第五項」に改める。

第二十七条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（アルコール健康障害対策関係者会議に關する経過措置）

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に内閣府に置かれたアルコール健康障害対策関係者会議の委員である者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日に、前条

の規定による改正後のアルコール健康障害対策基本法第二十七条第二項の規定により、厚生労働省に置かれるアルコール健康障害対策関係者会議の委員として任命されたものとみなす。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の三の次に次の一号を加える。

四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。

第三十七條第三項の表障害者政策委員会の項の次に次のように加える。

アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール健康障害対策基本法

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の四を削る。

第三十七條第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第 号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限

る。）及び推進に關すること。

第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会」に改める。

第十三條の次に次の一条を加える。

（アルコール健康障害対策関係者会議）

第十三條の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第十八條第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案

右の議案を決議する。

平成二十五年十二月六日

発議者

山谷えり子 谷合 正明

水野 賢一 片山虎之助

荒井 広幸 主 濱 了

賛成者

佐藤 正久 松山 政司

脇 雅史 岡田 直樹

石川 博崇 河野 義博

中西 健治 中山 恭子

中野 正志 谷 亮子

参議院議長 山崎 正昭殿

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議

去る十一月二十三日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにも関わらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を

傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。

審査報告書(厚生労働委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十五年十二月六日

厚生労働委員長 石井みどり

参議院議長 山崎 正昭殿

一、採択すべきもの

(一)内閣に送付するを要するもの

難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策に関する請願
第一〇五五号

(二)内閣に送付するを要しないもの

中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願

第三九三号、第四七五号、第四七六号、第四七七号、第四七八号、第四七九号、第四八〇号、第四八一号、第四八二号、第四八三号、第四八四号、第四八五号、第七五八号

審査報告書(文部科学委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十五年十二月六日

文部科学委員長 丸山 和也

参議院議長 山崎 正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願
第二九〇号、第二九一号、第二九二号、第二九三号、第二九四号、第二九五号、第三一六号、第三一七号、第三二九号、第三三〇号、第三三四号、第三三八号、第三六九号、第四二四号、第四六〇号、第四六一号、第四六二号、第四六三号、第四六四号、第四六五号、第四六六号、第四六七号、第四六八号、第四六九号、第四七〇号、第四七一号、第五〇一号、第五〇二号、第五〇九号、第五七九号、第八一六号、第九一九号

審査報告書(外交防衛委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十五年十二月六日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願
第六三六号、第六三七号、第六三八号、第六三九号

審査報告書(法務委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十五年十二月六日

法務委員長 荒木 清寛

参議院議長 山崎 正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
第五〇八号、第五一五号、第五一六号、第五四〇号、第六〇一号、第六〇二号、第六〇三号、第六〇四号、第六〇五号、第六〇六号、第六〇七号、第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六一一号
裁判所の人的・物的充実に関する請願
第五四一号、第五四二号、第六一二号、第六一三号、第七四〇号、第九四〇号、第一〇四三三

審査報告書(沖縄及び北方問題に関する特別委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十五年十二月六日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 林 久美子

参議院議長 山崎 正昭殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

北方領土返還促進に関する請願
第五三三九号

投票者氏名

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三
回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)
賛成者氏名 一六二名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤石 清美君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君

堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 佐々木さやか君
杉 久武君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君

日程第二 国家戦略特別区域法案(内閣提出、衆
議院送付)
賛成者氏名 一五八名

赤石 清美君 井原 巧君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
糸数 慶子君 山本 太郎君

石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君

平成二十五年十二月七日 参議院會議録第十四号 投票者氏名

長谷川 岳君	馬場 成志君	松沢 成文君	水野 賢一君	大沼みずほ君	丸山 和也君	三木 亨君
橋本 聖子君	林 芳正君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	太田 房江君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
福岡 資磨君	藤井 基之君	山田 太郎君	和田 政宗君	岡田 広君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
藤川 政人君	古川 俊治君	渡辺美知太郎君	東 徹君	金子原二郎君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	片山虎之助君	儀間 光男君	岸 宏一君	舞立 昇治君	脇 雅史君
舞立 昇治君	牧野たかお君	清水 貴之君	中野 正志君	北村 経夫君	松下 新平君	渡邊 美樹君
松山 政司君	松村 祥史君	中山 恭子君	藤巻 健史君	小泉 昭男君	松山 修路君	荒木 清寛君
丸山 和也君	丸川 珠代君	室井 邦彦君	荒井 広幸君	古賀友一郎君	山谷えり子君	佐々木さやか君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	浜田 和幸君	平野 達男君	鴻池 祥肇君	山本 順三君	谷合 正明君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	宮本 周司君	市田 忠義君	酒井 庸行君	山下 雄平君	新妻 秀規君
宮沢 洋一君	柳本 卓治君	紙 智子君	吉良よし子君	島尻安伊子君	山田 俊男君	浜田 昌良君
森屋 宏君	柳本 卓治君	倉林 明子君	小池 晃君	島村 大君	山田 修路君	矢倉 克夫君
山崎 力君	山下 雄平君	田村 智子君	大門実紀史君	世耕 弘成君	山谷えり子君	山本 香苗君
山田 修路君	山本 一太君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	伊達 忠一君	山本 順三君	横山 信一君
山谷えり子君	吉川ゆうみ君	山下 芳生君	福島みずほ君	高野光二郎君	山本 順三君	井上 義行君
山本 順三君	若林 健太君	又市 征治君	吉田 忠智君	滝沢 求君	山本 順三君	小野 次郎君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	主濱 了君	谷 亮子君	武見 敬三君	山本 順三君	寺田 典城君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	糸数 慶子君	山本 太郎君	塚田 一郎君	山本 順三君	藤巻 幸夫君
荒木 清寛君	石川 博崇君	河野 義博君	河野 義博君	堂故 茂君	山本 順三君	松沢 成文君
魚住裕一郎君	石川 博崇君	河野 義博君	河野 義博君	中泉 松司君	山本 順三君	薬師寺みちよ君
佐々木さやか君	杉 久武君	河野 義博君	河野 義博君	中曾根弘文君	山本 順三君	山田 太郎君
竹谷とし子君	谷合 正明君	河野 義博君	河野 義博君	中原 八一君	山本 順三君	山田 太郎君
長沢 広明君	新妻 秀規君	河野 義博君	河野 義博君	二之湯 智君	山本 順三君	山田 太郎君
西田 実仁君	浜田 昌良君	河野 義博君	河野 義博君	西田 昌司君	山本 順三君	山田 太郎君
平木 大作君	矢倉 克夫君	河野 義博君	河野 義博君	野村 哲郎君	山本 順三君	山田 太郎君
山口那津男君	山本 香苗君	河野 義博君	河野 義博君	長谷川 岳君	山本 順三君	山田 太郎君
山本 博司君	横山 信一君	河野 義博君	河野 義博君	橋本 聖子君	山本 順三君	山田 太郎君
若松 謙維君	井上 義行君	河野 義博君	河野 義博君	福岡 資磨君	山本 順三君	山田 太郎君
江口 克彦君	小野 次郎君	河野 義博君	河野 義博君	藤川 政人君	山本 順三君	山田 太郎君
行田 邦子君	柴田 巧君	河野 義博君	河野 義博君	堀井 巖君	山本 順三君	山田 太郎君
寺田 典城君	中西 健治君	河野 義博君	河野 義博君	舞立 昇治君	山本 順三君	山田 太郎君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君	河野 義博君	河野 義博君	松下 新平君	山本 順三君	山田 太郎君

反対者氏名

○名

中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める
決議案(山谷えり子君外五名発議)

賛成者氏名

二二七名

辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	吉川 ゆうみ君	吉田 博美君	杉 久武君	竹谷とし子君
山下 芳生君	東 徹君	佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	若林 健太君	脇 雅史君	谷合 正明君	長沢 広明君
片山虎之助君	儀間 光男君	酒井 庸行君	山東 昭子君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	新妻 秀規君	西田 実仁君
清水 貴之君	中野 正志君	島尻安伊子君	島田 三郎君	足立 信也君	相原久美子君	浜田 昌良君	平木 大作君
中山 恭子君	藤巻 健史君	島村 大君	末松 信介君	有田 芳生君	石上 俊雄君	矢倉 克夫君	山口 博司君
室井 邦彦君	福島みづほ君	世耕 弘成君	関口 昌一君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	山本 香苗君	山本 博司君
又市 征治君	吉田 忠智君	伊達 忠一君	高階恵美子君	江崎 孝君	江田 五月君	横山 信一君	若松 謙維君
荒井 広幸君	浜田 和幸君	高野光二郎君	高橋 克法君	小川 勝也君	小川 敏夫君	井上 義行君	江口 克彦君
平野 達男君	主濱 了君	滝沢 求君	滝波 宏文君	尾立 源幸君	大久保 勉君	小野 次郎君	川田 龍平君
谷 亮子君	糸数 慶子君	武見 敬三君	柘植 芳文君	大島九州男君	大塚 耕平君	行田 邦子君	柴田 巧君
山本 太郎君		塚田 一郎君	鶴保 庸介君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	寺田 典城君	中西 健治君
		堂故 茂君	豊田 俊郎君	風間 直樹君	金子 洋一君	藤巻 幸夫君	真山 勇一君
		中泉 松司君	中川 雅治君	神本美恵子君	北澤 俊美君	松沢 成文君	水野 賢一君
		中曾根弘文君	中西 祐介君	郡司 彰君	小西 洋之君	薬師寺みちよ君	山口 和之君
		中原 八一君	長峯 誠君	小林 正夫君	小見山幸治君	山田 太郎君	和田 政宗君
		二之湯 智君	二之湯武史君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	渡辺美知太郎君	井上 哲士君
		西田 昌司君	野上浩太郎君	芝 博一君	榛葉賀津也君	市田 忠義君	紙 智子君
		野村 哲郎君	羽生田 俊君	田城 郁君	田中 直紀君	吉良よし子君	倉林 明子君
		長谷川 岳君	馬場 成志君	津田弥太郎君	徳永 エリ君	小池 晃君	田村 智子君
		橋本 聖子君	林 芳正君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君
		福岡 資麿君	藤井 基之君	長浜 博行君	難波 奨二君	仁比 聡平君	山下 芳生君
		藤川 政人君	古川 俊治君	西村まさみ君	野田 国義君	東 徹君	片山虎之助君
		堀井 巖君	堀内 恒夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	儀間 光男君	清水 貴之君
		舞立 昇治君	牧野たかお君	浜野 喜史君	林 久美子君	中野 正志君	中山 恭子君
		松下 新平君	松村 祥史君	広田 一君	福山 哲郎君	藤巻 健史君	室井 邦彦君
		松山 政司君	丸川 珠代君	藤末 健三君	藤田 幸久君	福島みづほ君	又市 征治君
		丸山 和也君	三木 亨君	藤本 祐司君	前川 清成君	吉田 忠智君	荒井 広幸君
		三原じゅん子君	三宅 伸吾君	前田 武志君	牧山ひろえ君	浜田 和幸君	平野 達男君
		水落 敏栄君	溝手 顕正君	増子 輝彦君	水岡 俊一君	主濱 了君	谷 亮子君
		宮沢 洋一君	宮本 周司君	森本 真治君	安井美沙子君	糸数 慶子君	興石 東君
		森 まさこ君	森屋 宏君	柳澤 光美君	柳田 稔君	山本 太郎君	
		柳本 卓治君	山崎 力君	吉川 沙織君	蓮 舫君		
		山下 雄平君	山田 修路君	秋野 公造君	荒木 清寛君		
		山田 俊男君	山谷えり子君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		
		山本 一太君	山本 順三君	河野 義博君	佐々木さやか君		

反対者氏名

○名

杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口 博司君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
井上 義行君	江口 克彦君
小野 次郎君	川田 龍平君
行田 邦子君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君
松沢 成文君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
東 徹君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
中野 正志君	中山 恭子君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
福島みづほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	平野 達男君
主濱 了君	谷 亮子君
糸数 慶子君	興石 東君
山本 太郎君	

料亭に対する風営法の規制の見直しに関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十六日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

料亭に対する風営法の規制の見直しに関する
質問主意書

料亭は、日本の伝統的な建築空間において、日本の豊かな食材をいかした和食とともに、芸妓衆の磨き抜かれた邦舞・邦楽を楽しむことができる場所であり、料亭におけるおもてなしは、日本の良き伝統文化の一つである。成長戦略であるクールジャパンの一つとして、平成三十二年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、日本のおもてなし文化が凝縮された料亭を外国人にアピールすることが求められる。

現在、料亭は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)第二条第一項第二号により、風営法の規制の対象となる風俗営業の一つとされている。しかし、「風俗」という用語がマスコミ等により「性風俗」と同義に用いられ、国民の間に風俗営業と性を売り物とするいわゆる性産業とを混同する傾向があり、料亭を風営法で規制することは料亭文化の推進にとつて好ましくないと考える。そこで、以下のとおり質問する。

一 料亭を風営法の規制対象とすることを見直すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

ないか。

三 料亭に対し風営法の適用を除外する国家戦略特区を設けることとはどうか。仮に、当該特区において取締上の必要があれば、別途、条例で規制すればよいのではないか。

右質問する。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出料亭に対する風営法の規制の見直しに関する質問に対する
答弁書

一 について

料亭のうち客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に該当するものは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)の規制の対象としている。これは、当該営業は、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによつては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるためであり、当該営業を風営法の規制の対象として見直すことは考えていない。

二 について

規制改革会議(以下「会議」という。)の具体的な検討事案は、会議の委員が、会議において決定するものであるが、料亭を風営法の規制対象

から除外することについては、現時点において検討の対象とされていない。

三 について

お尋ねの料亭を風営法の規制対象から除外することについては、現在国会で審議中の国家戦略特別区域法案には含まれていないが、同法案成立後、その規定に基づく募集手続により提案がされる場合には、適切に対応してまいりたい。

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十六日

井上 義行

参議院議長 山崎 正昭殿

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書
中国が尖閣諸島を含め、東シナ海上空に防空識別圏を設定したことに関し、以下質問する。

一 中国が尖閣諸島を含め、東シナ海上空に防空識別圏を設定したが、我が国の民間機が中国の設定した防空識別圏に入り、中国軍機がスクランブルを行つてきた場合、どのように対応するのか、政府の方針を明らかにされたい。

二 中国が設定した防空識別圏内であつても、現在の対応と同様に、我が国の防空識別圏内に中国軍機が侵入し、領空侵犯の恐れが発生した場合、自衛隊機は当該中国軍機に対してスクランブルを行い、退去させていくのか、政府の方針を明らかにされたい。

三 中国が設定した防空識別圏内でスクランブル対応中の自衛隊機が撃墜された場合に、日米安

全保障条約に基づき、我が国が米国に対して集団的自衛権の行使を求めることは可能か、政府の見解を明らかにされたい。

また、米国による集団的自衛権の行使が可能である場合に、我が国として集団的自衛権の行使を求める意志があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員井上義行君提出中国の防空識別圏設定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上義行君提出中国の防空識別圏設定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねのような状況があつた場合における我が国の対応については、具体的な状況に照らして判断すべきであり、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国としては、関係する国内法令及び国際法に照らし、適切に対応することとなる。

特定秘密保護法案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十六日

寺田 典城

参議院議長 山崎 正昭殿

特定秘密保護法案に関する質問主意書

特定秘密の保護に関する法律案(以下「特定秘密保護法案」という。)に関し、以下質問する。

一 特定秘密保護法案は内閣官房内閣情報調査室が起案を担当したと聞き及んでいる。過去五年間に内閣情報調査室で起案した法案の名称を列挙されたい。

二 特定秘密保護法案を起案するに当たり、内閣情報調査室が他の行政機関の意見を聴取している場合、意見を聴取した行政機関の名称を列挙されたい。

三 平成二十五年十一月十九日の参議院国家安全保障に関する特別委員会で、都道府県知事に対する情報提供について、森大臣は「本法案第十

条におきまして、必要がある場合には都道府県知事に対しても特定秘密を提供することができ

るようになっております。」と答弁している。右答弁は、都道府県知事に対する情報提供を特

定秘密保護法案第十条第一号の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると解釈できる旨答弁したものと

理解しているが、都道府県知事に対する情報提供は、公益上の必要性があることは認められるものの、「これら(すなわち、国会の秘密会にお

ける調査や刑事事件の捜査・公訴の維持)に準ずる業務」の要件を満たすか否か疑問が残るところである。そこで、特定秘密保護法案第十条第一項第二号から第四号までを同条同項第一号の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」で読み込まずに独立した項目で書き分けた理由につき、政府の見解を明らかにされたい。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律や自衛隊法上

の必要性に基づいて、都道府県警察等が保有する特定秘密に該当する情報を都道府県知事等に對し提供する場合についてあえて独立した項目で書き分けなかった理由につき、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員寺田典城君提出特定秘密保護法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員寺田典城君提出特定秘密保護法案に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、該当するものはない。

二 について

お尋ねの「行政機関は、例えば、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省である。

三 について

特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」という。)第十条第一項第二号から第四号までに掲げる場合は、いずれも、法律により、裁判所等が文書等の保有者に当該文書等を提示させることができることとされ、かつ、何人も、その提示された文書等の開示を求めることができないう旨明記されており、提示される特定秘密について、それ以外の保護措置を講じる必要がないため、特定秘密の提供に特段の要件を付していない。他方、本法案第十条第一項第一号の

業務については、提供された特定秘密が提供を受けた者以外の者に提示されることがない等の規定が、それぞれの根拠法において設けられていないため、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること等を、特定秘密の提供の要件として本法案に規定する必要がある。このため、御指摘のとおり、これらを「独立した項目で書き分けたものである。

また、お尋ねの「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律や自衛隊法上の必要性」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、必要がある場合には、本法案第十条第二項等の規定に基づき、御指摘の「都道府県警察等が保有する特定秘密に該当する情報を都道府県知事等に対し提供する」ことができると考えている。

子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問主意書

先般提出した「子どもの連れ去り・引き離し問題に関する再質問主意書」(第百八十五回国会質問第五〇号)(以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参賛一八五第五〇号)を受けて、以下再度質問する。

一 質問主意書の質問一に対し、答弁書では、「政府として把握していない」とのことだが、政府には把握しようとの意思はないのか、明らかにされたい。把握しようとの意思がないというのであれば、なぜ、政府として把握しようとするのか、理由を示されたい。

「継続性の原則」を利用して監護者を決定することにより、引き離された子を虐待死に追い込み、あるいは引き離された子を虐待死に追い込んでいる裁判官の実務の運用は、「子の利益」にかなっているとは言ふことはできず、早急に把握すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 前記一に関連し、裁判官らは、官僚制の病理である訓練された無能力の状態に陥っているのではないのか。すなわち、裁判官らは、長年、刑事事件や民事事件を処理する中で、子の連れ去り・引き離しの家事事件においても、いずれか一方の親を勝たせ、一方を負けさせなければならぬという思考の枠に囚われ、監護者と指定しない親に対して監護者として相応しくない根拠を並べて貶めるという実務運用に陥っていると解するが、政府としては、裁判官の実務の態度をどのように「承知」しているのか。

三 前記一及び二に関連し、民法第七百六十六条に規定する「子の利益を最も優先して考慮」して監護者を決定するにあたっては、いずれの親を監護者とすれば子の利益にかなう環境を醸成できるかという観点が最も大切であると考えているが、このような見解は誤っているか。

すなわち、「寛容性の原則」に基づき、子が両方の親と定期的に会う環境を整備し、子が両方の親からの愛情を実感できる環境を確保することが「子の利益」に資するのであり、子にとって

の勝ちなのであり、「継続性の原則」に基づき、一方の親を勝たせ、もう一方の親を負けさせ、親子を引き離し、引き離された親を自殺に追い込むことは、子にとっては負けであつて、「子の利益を最も優先して考慮」した判断とは言えないと解するが、このような見解は誤っているか。誤っているという場合には、その理由を示されたい。

四 質問主意書の質問二について、「お尋ねの件数を把握する必要はない」との答弁は、裁判官により何ら罪のない親子が殺されているに等しい状況を政府として容認するものと解するが、そのような理解でよい。

五 質問主意書の質問六に対し、答弁書は何ら回答していない。政府としては、子の身柄を確保した親に監護権・親権を与えている裁判官の実務の運用が、科学的根拠も法的根拠もないものであると認めたとの理解でよい。異なるという場合には、明確に根拠を示した上で政府の見解を示されたい。

六 前記五に関連して、答弁書を見る限り、政府は裁判官の判断が実態を踏まえたものかとの検証や判断に根拠があるかとの確認などをしていくように見えないが、政府は、裁判官が主張することについては、全て正しいものとして「承知」という考えに立っているという理解でよい。この理解が誤りであるという場合には、その理由を示されたい。

七 前記六の理解が正しく、政府が裁判所の判断を全て検証せずに追認しているのであるとすれば、日本国憲法に規定するところの三権分立の原則が機能していないことになる。すなわち、国会、内閣、裁判所の独立した機関が

相互に抑制し合い、バランスを保つことにより、権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障するという制度的担保が完全に喪失しているということになるが、政府の見解如何。

八 前記七に関連して、外部からの監視が実質的に及ばない独立した公権力組織は独善化し国民の権利を平然と侵害しやすいと言われている。民法第七百六十六條の改正趣旨に「法務大臣が何を言おうが関係ない」、「国会の議事録など参考にしたことなどない」と法廷で主張したと報道される若林辰繁裁判官の態度はそれを象徴するものであり、平成二十四年六月十九日の参議院法務委員会において「裁判官の独立ではなくて、裁判官の独善に陥っている」とも糾弾されている。

裁判官の独善性については、裁判官の人事評価の在り方に関する研究会報告書や当該研究会へ提出された裁判官の意見の中で「裁判官がその職務を行うに当たって独善に陥ることは最も避けなければならない」、「裁判官の独立の名に隠れて、裁判官の石化や国民との遊離、独善が進んでいないかとの批判にも耳を傾ける必要がある」と旨の言及がある。

子の連れ去り・引き離し事件についての審判書等を見れば、裁判官が独善に陥り、国民との遊離が生じているように見える。実際、何ら罪のない親子が死に追い込まれている状況を見るにつけ、こうした責任の一端は、政府が裁判官の独立の名の下、裁判官らの法と事実に基づかない実務運用を放置してきた点にもあると考えられるが、その点について政府の見解如何。

九 前記八に関連して、平成二十五年四月十九日の衆議院法務委員会の参考人質疑において、裁判所職員の書いたと思われるブログについての

陳述があつた。そのブログには、子を奪われた親について、「自分の要望が通らないからといって、自殺を図ろうとする当事者、自分の要望が通らないイコール裁判所が相手の味方をしていて完全に妄想中、もうだめだと窓から飛び降りようとしたりして本当に迷惑だ、裁判所でやられると後始末が大変だから止めてくれ、ああ、敷地の外なら、いつでもどうぞ。」との記述があるが、政府はそのブログの内容について把握しているか。

若林辰繁裁判官や吉田健司裁判官らの審判書などを見ると、これらの裁判官も、このブログの記述者と同様の思考回路に陥っているかのようには思われる。裁判所が子の身柄を確保した親の味方をしていないことは、妄想ではなく事実であり、妄想しているのは裁判官らを始めとする裁判所職員であると解するが、政府の見解如何。

十 前記九に関連し、最高裁判所長官(以下「長官」という。)は平成二十三年の「新年のことば」として、「先般、検察官による証拠改ざんという深刻な事件が報じられました。(中略)私たちが裁判所に職を奉ずる者にとつても、決して他人事として済ませられる問題ではありません。」と述べている。長官が述べるとおり検察官の証拠改ざん事件は他人事ではない。裁判所内では、司法の独立が司法の独善になり状況の囚人という状況が生じており、検察と同様かそれ以上に深刻な状況が起きていると言わざるを得ない。

政府は、このような長官の考えに対し異論はないか。異論がない場合には、国民の信頼を司法が維持するために政府がすべきことは、引き離し状況に陥つた親子を救う方向で長官に協力し、裁判官らが子の利益を最優先に考慮し、誠

実に実務の運用を行うよう改めさせることだと考えるが、いかがか。

十一 長官は平成二十三年の「新年のことば」として、「現在、当事者の手続保障の強化等を内容とする家事審判法の改正が議論されています。家族の有りようが大きく変わりつつある中で、家庭裁判所に対する社会の要請もまた大きく変化していることの現れといえます。こうした要請にこたえて家庭裁判所が十分にその機能を発揮するためには、漫然と従来の取扱いを踏襲することなく、新しい発想と創意工夫をもつて、実務の改善に取り組まなければなりません。」とも述べているが、政府は、このような長官の考えに対し異論はないか。

現在は、かつてと異なり三組に一组が離婚する時代となり、女性が進出する一方で、男性が育児に関わることが増えている。そのような社会情勢の変化を踏まえ、裁判官らは司法の独立を盾にして独善化し、改正された法を無視して前例を踏襲し、人権侵害を行い続けるという、あつてはならない状況を引き起こしていることを認識しているが、そのような見解は誤りか。誤りであるという場合には、その理由を示されたい。

民法第七百六十六條改正時の国会審議において、法務大臣が「監護について必要な事項の具体例として(面会交流を)条文の中に明示する、このことによつて、協議上の離婚をするに際して、当事者間でその取り決めることを促しているんだ、これが我々国会の意思なんだ、こういうことを家庭裁判所にもよくわかつて、その運用を通じて、一般に、協議離婚する場合にもやはりそこは取り決めが必要なんだ、

そういう社会の常識をつくつていこうと考えている」とも答弁している。

政府は、民法改正時に法務大臣が述べたように、長官と協力し、裁判官らが誠実に実務の改善を行うことを促し、全ての親が子どもの利益を第一に考えるよう社会の常識を変えていくことが重要だと考えるがいかがが。

右質問する。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出子どもの連れ去り・引き離し問題に関する第三回質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの事実を把握する必要はないと考えている。

二及び三について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣参質一八五第一八号)三及び四についてでお答えしたとおりである。

四から十一までについて

政府としては、裁判所の実務運用及び個別具体的な事件における裁判所の判断並びに御指摘の最高裁判所長官の「新年のことば」の当否についてコメントする立場にないことから、いずれも答弁を差し控えたい。

御指摘の「ブログ」については、平成二十五年四月十九日の衆議院法務委員会での参考人質疑

において、御指摘の記述が取り上げられたことは承知している。

いずれにしても、政府としては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十六条の改正趣旨を説明したリーフレットを作成し、裁判所を含めた関係機関に配布すること等により、同条の改正趣旨の周知徹底に努めてきたところである。また、一般に、裁判官は、個別具体的な事案において、法の趣旨にのっとり適切に事実認定をしているものと承知している。

二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十八日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問主意書

二〇一三年度第二四半期(七から九月)の国内総生産(GDP)の速報値について、以下質問する。

一 第二四半期の実質成長率は、年率換算で一・九パーセントとなっている。これは第一四半期(四から六月)の三・八パーセントと比べて半減となっている。国内総生産の約六割を占める個人消費が〇・一パーセント増に過ぎなかったことが影響を与えていると考えるが、いかがか。また、個人消費が夏の猛暑にもかかわらず大きく伸びなかった理由をどのように考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

二 本年十一月十四日の記者会見で、甘利明経済

財政政策担当相は「主要な原因としては株価の「一服感」と指摘しているが、これは株高による資産効果が薄れてきたとの認識でよいのか。

三 株高の資産効果による消費増に限界が見えてきたとしたら、一般的な消費を伸ばすために、勤労者の所得を増やす必要があるが、政府はどのような方策を検討しているのか、明らかにされたい。

四 経済成長の基盤である民間設備投資は、前期比〇・二パーセント増、年率換算〇・七パーセント増となった。この数字を如何に評価するか、政府の見解を明らかにされたい。安倍政権が三本目の矢と位置づける成長戦略を実現するにはどの程度の民間設備投資が必要だと考えているか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出二〇一三年度第二四半期の国内総生産の速報値に関する質問に対する答弁書

一及び二について

二〇一三(平成二十五年)七月九月期四半期別GDP速報(一次速報値)(平成二十五年十一月十四日内閣府公表。以下「GDP一次速報値」という。)において、お尋ねの平成二十五年四月期と同年七月九月期の実質GDP成長率について、その需要項目別寄与度を比較すると、

同年七月九月期においては、同年四月六月期に比べ、財貨・サービスの輸出が減少したこと、民間最終消費支出の伸びが低下したこと等が、実質GDP成長率の低下に寄与している。同年七月九月期の民間最終消費支出が同年四月六月期に比べて伸びが低下した背景としては、平成二十四年秋以降上昇してきた株価が、平成二十五年五月下旬から九月までおおむね横ばいで推移したこともあり、金融サービスの消費が減少したこと等がある。御指摘の甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の発言は、こうした認識を踏まえたものである。

三について

第二次安倍内閣においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を着実に進めるとともに、「好循環実現のための経済対策」(平成二十五年十二月五日閣議決定)を果敢に実行することで、企業収益の拡大が賃金の上昇と雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという好循環の実現を目指して取り組んでいる。

勤労者の所得を増やす具体的な取組としては、例えば、「消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成二十五年十月一日閣議決定)で掲げられた経済政策パッケージにおいて、所得拡大促進税制の拡充を決定した。また、経済の好循環実現に向けた政労使会議において、賃金の上昇を伴う経済の好循環の実現に向けた共通認識の醸成を図り、勤労者の所得拡大等に向けた環境整備を進めている。

四について

GDP一次速報値において、平成二十五年

七一九月期の民間企業設備は、同年四一六月期に比べて伸びが低下したものの、引き続き増加しており、非製造業を中心に持ち直しの動きが見られると認識している。政府としては、「日本再興戦略」(平成二十五年六月十四日閣議決定)において、民間企業設備をリーマンショック前の水準年間約七十兆円(平成十五年度から平成十九年度までの五年間平均)に回復させることを目指すとしている。

生活保護引下げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十八日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

生活保護引下げに関する質問主意書

本年八月から段階的な生活保護基準引下げ(以下「引下げ」という。)が始まった。再来年までの三年間で、総額六百七十億円の段階的な引下げが予定されているが、当初より生活保護受給世帯のほとんどの世帯(九十六パーセント)が影響を受けると認識されており、とりわけ子どもの貧困が問題視される中、子育て世帯の引下げ幅が最大十パーセントであることは、引下げが子どもの貧困を助長していると厳しく指摘したい。

そもそも、引下げの論議そのものに問題があった。厚生労働省に設置された社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果が反映されたのは九十億円であり、削減額の九割方はデフレ論を根拠とするものであった。また、その計算に用いた「生活扶助相当CPI」に関しては、二月十八日に

私が提出した「生活扶助基準の見直しに関する質問主意書」(第百八十三回国会質問第三〇号)への答弁書(内閣参画一八三第三〇号)を基に研究者が分析した結果、生活保護受給世帯の家計支出の実態の検証もいまま、電化製品の価格変動の影響を過大に算定していることから、比較対象年の選定の恣意性が指摘されたところである。

さらに、論議の説得力を欠いた引下げを始めたところ、その日々の暮らしへの影響の大きさをから、引下げ中止を求め、十月十一日現在、一万九十一人の当事者が審査請求を行っている。

この間、厚生労働省に対して、①生活扶助費削減によつて、生活保護が廃止になった世帯数・世帯類型別件数・都道府県ごとの件数、②生活扶助費削減によつて、実際に基準が下がった世帯数・世帯類型別件数・都道府県ごとの件数、③その他、生活扶助費削減に関するあらゆる統計を資料要求したところ、①及び②については数字を把握しておらず、③については引下げに伴い作成した統計資料はないとの返答だった。

しかし、引下げによつて生活保護が廃止された世帯があれば、それは生活保護受給世帯の生存権保障に関する重大な変更であり、政策上の重要なテーマであると考え、そこで以下のとおり、質問する。

一 引下げに関する統計について

- 1 九十六パーセントの生活保護受給世帯が影響を受ける引下げに関する統計を、誰が、いつ作成したのか、と判断したのか。
- 2 前記一の1の統計について、今後作成する予定はあるのか。
- 3 引下げに伴う、システム改修費に四十八億円を要したが、莫大な金額を投じたシステムの情報で前記一の1の統計を算出することが

できないのか。

4 十月二十五日の厚生労働省社会・援護局保護課からの回答で「お尋ねの予算、政策評価による検証は行っていない」と記述されているが、なぜ行っていないのか。

国民生活に大きな影響が及ぶことから、検証を行うべきと考えるが、いかがか。行わない場合には、その理由を示されたい。

二 生活保護受給世帯による審査請求に関して

1 一万九十一人の当事者から審査請求が行われたが、これらの声は、引下げが不当だという主張である。これらの主張をいかに受け止め、どのような対応をするのか、政府の見解を明らかにされたい。

2 前記一の1に関して、引下げが当事者のためになつていないにもかかわらず、四十八億円のシステム改修費を要して実施されたことは妥当だと考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

三 他制度への波及について

1 今回の引下げが、連動する他制度に波及した影響について、影響を受けた各府県の個別制度の名称と波及人数を調査しているか。

2 就学援助制度に関しては、当初から関係者より懸念が表明されていた。本年六月二十一日の参議院厚生労働委員会の質疑で、政府参事人の関靖直氏より、「生活保護法に規定をいたします要保護者に対する就学援助につきましては、今般の生活扶助基準の見直しに伴いまして、これまで国庫補助の対象となつてきた者の一部が対象とならなくなる可能性がございます。厚生労働省の調査によりまして、対象とならなくなる者は仮にいたとしても極めて少数と見込まれますが、平成二十五

年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者につきましては、引き続き要保護者として国庫補助の対象としてまいります」と答弁し、総務省とも相談し、対象を継続していると述べている。

ところで、旭川市の教育委員会の試算では五百人が対象外になるとされているが、この五百人は対象外にならないということでしょうか。右質問する。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出生活保護引下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出生活保護引下げに関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

今回の生活扶助基準の見直しによる生活保護受給世帯への影響の評価については、今後、検討する必要があると考えているが、厚生労働省としては、現在のところ、お尋ねの統計を作成するか否かについて判断していない。

一の3について

今回の生活扶助基準の見直しに伴う地方公共団体のシステムの改修については、生活保護費の適正な支給に必要な改修を行ったものであり、お尋ねの統計を算出するために必要な改修は行っていないため、お尋ねの統計を算出することはできない。

一の4について

お尋ねの検証については、より専門的な知見

を踏まえて行うべきと考えていることから、これまで行っていないが、今後、生活保護制度等に精通する専門家で構成される社会保障審議会生活保護基準部会において、その方法について議論すべきものと考えている。

二の1について

お尋ねの審査請求については、審査庁である都道府県知事が適切に裁決を行うものと考えている。

二の2について

今回の生活扶助基準の見直しについては、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年間収入階級の第一・十分位の世帯の消費実態と現行の生活扶助基準の年齢、世帯人員及び居住地域別の較差を是正し、近年の物価の動向を生活扶助基準に反映させることにより、その適正化を図るものである。

なお、御指摘のシステム改修費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)等の規定に基づき、地方公共団体が整備するシステムの改修に要する経費を補助したものであり、適正であると考えている。

三の1について

今回の生活扶助基準の見直しに伴いその対象者に直接影響が生じる可能性がある、法令に基づく制度及び国の予算措置による制度については、厚生労働省のホームページに「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」中の「生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度」として掲載しているとおりであるが、お尋ねの「影響を受けた各府省の個別制度の名称と波及人数」については、調査していない。

三の2について

お尋ねの旭川市の教育委員会の試算については、その詳細を承知していないため、お答えすることは困難である。

生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十八日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問主意書

政府は今年一月に、今年八月から段階的に生活扶助基準を切り下げることを発表した。その中で、主な理由として「物価下落への連動」を挙げ、生活扶助相当CPIという新しく厚生労働省が作り出した指標を切下げに反映させた。生活扶助相当CPIは、平成二十年の平均が百四・五、平成二十三年平均が九十九・五とし、この間の下落率を四・七八パーセントとしている。生活扶助相当CPIの対象品目は、CPIの総合指数の対象品目から生活扶助費で原則賄わない品目を除外したものであることも説明している。

その後の国会審議では、平成二十年の生活扶助相当CPIの算出方式に疑問の声が挙がった。総務省統計局が公表している通常のCPIでは、平成二十年平均のCPIは、個別品目の平成十七年基準のウエイトにその品目の平成十七年基準(平成十七年平均を百とする)の指数を掛けるという手順で算出されている。これは、当然ながら国

際的に学問的裏付けが十分にされた方式である。

ところが、厚生労働省が算出した平成二十年の生活扶助相当CPIは、個別品目の平成二十二年基準のウエイトにその品目の平成二十二年基準(平成二十二年平均を百とする)の指数を掛けるという手順で計算され、百四・五とされている。平成二十二年は、平成二十年から見ると未来の年である。これまで総務省統計局は、未来の年を指数の基準年(未来の年の平均を百とする)としたCPIを公表したことはない。総務省統計局は最新のCPIの公表を続けており、未来の年を基準年としたCPIは算出しようがなく、当然である。

未来の年を基準年にした平成二十年についての厚生労働省の生活扶助相当CPIの算出方式は極めて特異である。

厚生労働省が平成二十年の生活扶助相当CPIを算出した際の対象品目は四百八十五品目である。その四百八十五品目について、通常のCPIの算出方式を使い、平成二十年の生活扶助相当CPIを計算することができ、個別品目の平成十七年基準のウエイトにその品目の平成十七年基準(平成十七年平均を百とする)の指数を掛けるという手順である。その通常の方式で計算された数値は平成十七年基準であるので、それを平成二十二年基準に換算すると、百一・八という数値が出てくるが、平成二十三年の生活扶助相当CPIの九十九・五と比較すると、下落率は二・二六パーセントとなる。この間のCPI総合指数の下落率は二・三五パーセントであり、二・二六パーセントは違和感がない数値である。ところが、政府は、生活扶助相当品目の平成二十年から平成二十三年にかけての下落率が四・七八パーセントとされている。三年間でこれほど物価が下がったことは太平洋戦争後なく、非常に大きな下落率と言え

る。生活扶助相当の品目の物価下落率を過大に偽装したのではないかと、この指摘もマスコミなどから出ている。

CPIは、対象品目の個々の品目のウエイトにその品目のその時点の指数を掛けて、その積を足していく加重平均で求める。全体としての物価の変動が小さい今の状態では、指数の下落が続いている品目の指数は、加重平均であるCPIを必ず押し下げる。指数の下落が続いていた代表が電気製品である。電気製品などの値下がりによって物価が下がっていた、というのは国民の一般常識的な感覚とも一致する。ところが、厚生労働省による平成二十年の生活扶助相当CPIの算出方式では、値下がりが続く品目の指数が生活扶助相当CPIを押し上げる。電気製品の各品目でその傾向が顕著である。平成二十二年を百とする基準としているため、値下がりが続く品目の平成二十年の指数は百よりかなり大きな数字になり、平成二十年の生活扶助相当CPIを押し上げるのである。平成二十年から見て未来の平成二十二年を指数の基準年としたことで発生した問題である。値下がりが続く電気製品の各品目によって、多くの品目からなる加重平均の物価指数が押し上げられることは、国民の一般常識的な感覚とはまったく相容れない。

厚生労働省による平成二十三年の生活扶助相当CPIの計算では、通常の方式と同じく、平成二十三年から見て過去の平成二十二年を指数の基準年にしており、同様の問題は起きていない。通常と全く違った方式で計算された平成二十年の生活扶助相当CPIと通常の方式で計算された平成二十三年の生活扶助相当CPIとを比べても、生活扶助相当品目の正しい物価下落率になるとは考えられず、経済統計学会などでもそうした指摘が出ている。

平成二十年から平成二十三年にかけての生活扶助相当CPIの下落率が四・七八パーセントとしたのは厚生労働省である。国会審議などを踏まえ、計算又は結果を公表するまで厚生労働省がCPI統計の本来である総務省統計局に相談した形跡はない。

平成二十年から平成二十三年にかけての生活扶助相当CPI下落率四・七八パーセントという水準には、マスコミや統計学者などから疑問の声が上がっている。その原因の一つは、厚生労働省が物価統計に詳しい学者など外部の意見を聴かなかつたことだと思われる。

厚生労働省は平成二十年の生活扶助相当CPIの計算で、指数の基準年だけでなくウエイトの基準年も平成二十二年にした。「指数の基準年を二十二年にしたのはウエイトの基準年を二十二年にしたことに合わせたものである」といった説明を厚生労働省はマスコミなどにしていて聞かぬ。

また、「新しい基準にした方が二十年のウエイトの実態に近くなる」といった理由を示しているが、平成二十二年を基準年にしたことにより、現実と計算の前提が大きく乖離してしまった品目もある。代表的な物がテレビである。テレビのウエイトは平成十七年基準だと三十七だが、平成二十二年基準だと九十七である。これは、地デジ化の影響により、平成二十二年にテレビの販売台数が急増したことを反映している。平成二十年のテレビの販売台数は平成二十二年と比べると小さいが、平成二十年の生活扶助相当CPIの計算は平成二十二年基準のウエイトで計算されるため、九十七の大きなウエイトで計算されてしまっている。このウエイトは明らかな虚構である。また、九十七のウエイトは概ね一般世帯の平均を示したものである。生活保護世帯では平成二十二年も、一般世帯ほどにはテレビの購入度合いが増えている。地デジ化への対応目的でテレビを買い換えてもよいようにチューナーの無償配布といった措置が生活保護世帯向けに行われていたからである。従って、平成二十年のテレビのウエイトが九十七として計算されているのは、生活保護世帯の現実とは非常に大きく乖離している。厚生労働省による平成二十年の生活扶助相当CPIの計算では、テレビは指数も二百五・八と極めて大きく、平成二十年の生活扶助相当CPIを計算する際のテレビの「ウエイト掛ける指数の積」は対象全品目の中でも群を抜いて大きくなっている。仮に平成二十年のテレビのウエイトを三十七として計算すると、生活扶助相当CPIの平成二十年から平成二十三年にかけての下落率は、四・七八パーセントでなく三・八六パーセントとかなり小さくなる。

生活扶助相当CPIの算出については右の数々の疑問があり、そのことが世間にも知られ始めている。このままでは統計の信頼性が揺らぐ。厚生労働省が学識経験者らの意見を聴く手続きを省いたことが原因になっている。

生活扶助基準の切下げは今年八月以降、来年四月、再来年四月と段階的に行われる予定である。来年四月以降の切下げについては、状況が変化しているの、予定どおりには絶対に行うべきでない。状況変化とは、最近の消費者物価の上昇と、消費税導入によって起きていることが確実な消費者物価の上昇である。生活扶助相当CPIで見ても、平成二十三年平均との比較では既に一パーセントほど上昇しており、来年四月までに更に上昇する部分、消費増税による上昇分の三つを合計すると、三パーセント以上の伸びになると予想される。

来年四月、再来年四月に予定されている基準変更は、こうした物価上昇分の差引きの考え方である。この来年四月以降の生活扶助基準の改定額を考えると、生活扶助相当CPIの下落率四・七八パーセントが正当なものであるかが問題になる。

来年四月以降の生活扶助基準の改定額の計算を再び厚生労働省が単独で行い学識経験者の意見を聴かずに済ませるとすれば、その改定額にも疑問の声が大きくなりかねないことに懸念を表明する。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 生活扶助相当品目の平成二十年から平成二十三年にかけての物価下落率は、従来の政府の考え方だと二・二六パーセントである。ところが、政府は生活扶助相当CPIの算出に際しては、この間の下落率を四・七八パーセントとした。生活扶助相当品目の物価水準について、通常の方式で計算した数値と二パーセント以上も開きがある数値を政府が採用したのはおかしい。現在でも平成二十年から平成二十三年にかけての生活扶助相当品目のCPI下落率を四・七八パーセントと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

そう考えている場合には、従来の考え方による生活扶助相当CPIの平成二十年から平成二十三年にかけての下落率二・二六パーセントと数字は間違いであるのか、明らかにされたい。

二 比較しようとしている年から見て未来の年を指数の基準年として加重平均を計算した消費者物価指数が、正しく物価の水準を示すと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

で、この件で厚生労働省は本間に総務省統計局に相談していなかったのか。

四 厚生労働省は四・七八パーセントという下落率を公表するまで、この件で物価統計の専門家など政府外の識者の意見を聴かなかつたのか。

五 平成二十年の生活扶助相当CPIの計算における指数の基準年を平成二十二年にしたのは、ウエイトの基準年を平成二十二年としたのに合わせた、という説明で間違いないか。

六 平成二十年の生活扶助相当CPIの計算において、平成二十二年基準のウエイトを使ったことについては妥当性があるかどうか、現実との齟齬が出ないかなどを事前に十分に検討したのか。

七 生活扶助相当CPIの算出が正當になされたかどうかを検証するために、学識経験者らの意見を聴く場を設ける考えはないか。

八 平成二十六年四月、平成二十七年四月に予定されていた生活扶助基準の見直しは、既に起こったある物価上昇や消費税増税による物価上昇の度合いを考慮に入れて改定額を見直すべきだと考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

九 来年四月以降の生活扶助基準の改定額を見直すために、学識経験者らの意見を聴く場を設ける考えはないか。

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出生活扶助相当CPI算出の検証及び生活扶助基準改定に関する質問に対する答弁書

一、二、六及び七について

お尋ねの「生活扶助相当CPI」については、平成二十年平均生活扶助相当CPI(平成二十年の年平均の生活扶助相当CPIをいう。以下同じ。)は、生活扶助に相当する品目について、平成二十二年基準消費者物価指数の長期時系列データにおける平成二十年平均全国品目別価格指数(平成二十年の年平均の全国の品目別価格指数をいう。)に全国品目別ウエイト(全国の消費支出全体に占める品目ごとの支出額の割合をいう。以下同じ。)を品目ごとに乗じて得た値を合計した値を、全国品目別ウエイトを合計した値で除して算出したものであり、平成二十三年平均生活扶助相当CPI(平成二十三年の年平均の生活扶助相当CPIをいう。以下同じ。)は、生活扶助に相当する品目について、平成二十二年基準消費者物価指数の長期時系列データにおける平成二十三年平均全国品目別価格指数(平成二十三年の年平均の全国の品目別価格指数をいう。)に全国品目別ウエイトを品目ごとに乗じて得た値を合計した値を、全国品目別ウエイトを合計した値で除して算出したものであり、平成二十年平均生活扶助相当CPI及び平成二十三年平均生活扶助相当CPIを比較した場合、約四・七八パーセント減少している。

また、今回の生活扶助基準の見直しに当たって、平成二十年平均生活扶助相当CPI及び平成二十三年平均生活扶助相当CPIを比較する手法により物価の動向を勘案した主な理由については、可能な限り最新の消費実態を反映し、全国品目別ウエイトの変化の影響を除いた物価

の動向を勘案するには、このような手法を用いることが適切と考えたためである。

なお、お尋ねの「学識経験者らの意見を聴く場を設けることについては、考えていない。三から五までについて

お尋ねのとおりである。

八及び九について

政府としては、平成二十六年度及び平成二十七年における生活扶助基準については、予算編成過程において、消費税率引上げによる物価上昇等も勘案しつつ、検討を行うものと考えている。

なお、平成二十六年度の生活扶助基準の見直しに当たって、お尋ねの「学識経験者らの意見を聴く場を設けることについては、考えていない。